

# 東金市入札公告

## 一般競争入札の実施に係る共通事項について

一般競争入札を実施するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月4日

東金市長 志賀直温

### 1. 一般競争入札の参加者に必要な資格に関する事項

一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりである。ただし、紙入札の方法により執行する入札の場合は、(1)各業種共通事項の②を除く。

#### (1) 各業種共通事項

- ① 東金市建設工事等入札参加業者資格者名簿に発注する建設工事の請負、業務委託、物品の購入その他の契約（以下「発注工事等」という。）の入札公告で定める工種又は業種区分で登載されている者であること。
- ② ちば電子調達システムの申請IDを使用し、東金市に対して電子申請の手続きを行った者で、電子入札システムにより東金市への利用者登録手続きが入札参加申込締切日時までに済んでいる者であること。ただし、参加する発注工事等の入札公告日において、電子入札導入のために、新たにICカードの発行申請中の者を除く。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 公告日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていない者又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあっては、公告日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあっては、公告日までに同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者であること。
- ⑦ 東金市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置又は東金市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を、当該発注工事等に係る公告日から落札決定日までの間に受けていない者であること。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号及び東金市建設工事等暴力団対策措置要綱別表第1に掲げる措置要件に該当しない者であること。

#### (2) 建設工事に適用する事項

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく発注工種ごとに設定される営業停止処分（処分内容に該当する場合に限る。）を、発注工事に係る公告日から落札決定日までの間に受けていない者であること。
- ② 発注工事に係る開札日において、当該工事場所より最近部が100m以内の地域で、本市が発注した同一工種の工事の請負者、落札者又は落札候補者になっていない者であること。
- ③ 公告日から起算して、前3か月以内に当該発注工種と同一工種において、東金市建設工事成績評定要領に基づく工事成績評定点が60点未満の通知を受けていない者であること。

い者であること。

- (3) 上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、発注工事等ごとに行う入札公告に定める資格要件を満たす者であること。また、同一人が代表者となっている法人等は、重複して入札参加することができないものとする。

## 2. 入札公告

発注工事等ごとに行う入札公告（以下「入札公告」という。）は、東金市役所内に設置する入札・契約情報に関する掲示板に公告文書を掲示し、当該発注工事等に関連する業界紙及び電子入札で執行する場合はちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「PPI」という。）、紙入札で執行する場合は東金市ホームページ（以下「ホームページ」という。）及びに掲載して行う。

## 3. 現場説明及び設計図書等の縦覧

- (1) 発注工事等の現場説明書又は入札説明書（以下「現場説明書等」という。）は、入札公告と併せてPPI又はホームページに掲載する。
- (2) 現場説明会又は入札説明会は実施しない。
- (3) 発注工事等の図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、入札公告と併せてPPI又はホームページに公開することとし、入札公告に定める縦覧期間において東金市役所総務部財政課（以下「財政課」という。）で縦覧に供する。なお、これらによらない場合は、当該発注工事等ごとに定める入札公告にその方法を掲載する。

## 4. 入札参加手続き等

### (1) 電子入札による執行

- ① 一般競争入札に参加を希望する者は、本公告及び入札公告に定める資格要件を満たしていることを確認の上、競争参加資格確認申請書を入札公告に定める申請期間内にちば電子調達システムの電子入札システムにより誓約書を添付の上申請し、入札参加資格に関する事前確認を受けなければならない。
- ② 申請に際し必要となる提出書類の様式は、PPIに掲載する。ただし、電子入札システムにより自動作成される申請書等を除く。
- ③ 入札参加手続きに際し入札公告で定めた提出書類について、未提出の者又は提出書類の相違等をした者は、入札に参加することはできない。
- ④ 設計図書等をPPIに公開しない場合における設計図書等の入手方法は、(1)-(1)の電子申請による事前確認において、資格要件（申請時に事実が確認できるものに限る。）を満たしていることを確認した者に対しては、競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を発行するので、当該確認通知書を提示した者には発注工事等に係る設計図書等を電子媒体のときには配布し、紙媒体のときは貸与する。
- ⑤ (1)-(4)の場合において、設計図書等の配布又は貸与を受けていない者は、入札に参加することはできない。
- ⑥ 資格要件のいずれかを満たさないことを確認したときは、入札参加資格が無い旨を当該申請者に通知する。この場合において、通知を受けた者で異議のある者は、通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に理由の説明を求めることができる。説明を求める場合は、あて先を東金市長とする書面を財政課に提出すること。書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に書面をもって回答する。

なお、設計図書等の配布又は貸与を受けた場合で、開札日までの間に資格要件のいずれかを満たさないことが明らかになった者がいるときも同様とする。この場合において、設計図書等の貸与を受けた者は、速やかに設計図書等を返却しなければならない。

### (2) 紙入札による執行

- ① 一般競争入札に参加を希望する者は、本公告及び入札公告に定める資格要件を満たしていることを確認の上、紙による競争参加資格確認申請書（以下「紙申請書」という。）を入札公告に定める申請期間内に、入札公告で定める方法で財政課に提出し、入札参加資格に関する事前確認を受けなければならない。
- ② 申請に際し必要となる提出書類の様式は、ホームページに掲載する。
- ③ 申請期間を過ぎて提出された紙申請書はいかなる理由があっても受理しない。
- ④ 入札参加手続きに際し入札公告で定めた提出書類について、未提出の者又は提出書類の相違等をした者は、入札に参加することはできない。
- ⑤ 設計図書等をホームページに公開しない場合における設計図書等の入手方法は、(2)-①の紙申請書による申請時に実施する事前確認において、資格要件（申請時に事実が確認できるものに限る。）を満たしていることを確認したときは、発注工事等に係る設計図書等を電子媒体のときには配布し、紙媒体の時には貸与する。
- ⑥ (2)-⑤の場合において、設計図書等の配布又は貸与を受けていない者は、入札に参加することはできない。
- ⑦ 資格要件のいずれかを満たさないことを確認したときは、入札参加資格が無い旨を当該申請者に通知する。この場合において、通知を受けた者で異議のある者は、通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に理由の説明を求めることができる。説明を求める場合は、あて先を東金市長とする書面を財政課に提出すること。書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に書面をもって回答する。

なお、設計図書等の配布又は貸与を受けた場合で、開札日までの間に資格要件のいずれかを満たさないことが明らかになった者がいるときも同様とする。この場合において、設計図書等の貸与を受けた者は、速やかに設計図書等を返却しなければならない。

## 5. 設計図書等に対する質疑

- (1) 電子入札で執行した場合における入札参加者で確認通知書の交付を受けている者又は紙入札で執行した場合における紙申請書を受理された者は、当該設計図書等の内容に疑義があるときは、現場説明書等に記載した期限までに、あて先を東金市長とする質問書を当該発注工事等の主管課に提出すること。
- (2) 質問書の提出があったときは、現場説明書等に記載する期日までに回答する。

## 6. 入札の方法等

- (1) 電子入札で執行した場合における入札は、入札公告に定める入札期間内に行うものとし、紙入札で執行した場合における入札は、入札公告に定める日に行うものとする。
- (2) 電子入札で執行した場合における入札書の提出方法は、ちば電子調達システムの電子入札システムにより提出することとし、紙入札で執行した場合における入札書の提出方法は、入札箱に投入する方法で提出する。
- (3) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、車両の購入等の入札を除く。
- (4) 入札参加者は、入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求められている入札の場合、入札に際し、内訳書を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、電子入札で執行した場合にあっては、入札書と同時に電子入札システムを利用して内訳書の電子データを添付することとし、紙入札で執行した場合にあっては、入札公告に定める日時及び場所において、入札の前に押印した内訳書を提出しなければならない。
- (5) 内訳書には、次の事項を記載しなければならない。
  - ① 案件名称及び場所。

- ② 入札者の住所、商号又は名称並びに代表者又は受任者の職、氏名。
- ③ 入札金額の内訳及び合計金額。なお、内訳には、見積り項目、数量、単価及び金額等を記載することを基本とする。
- ④ その他必要となる記載事項は、発注工事等の現場説明書等に別途定める。

## 7. 入札保証金

入札保証金は免除する。

## 8. 入札又は開札の場所及び日時

- (1) 入札又は開札は、入札公告に定める日時及び場所において執行する。
- (2) 電子入札で執行した場合における入札参加者（事前確認において資格要件を満たさなかった者を除く。）は、開札に立会うことができる。また、復代理人が立会う場合は、立会委任状を提出すること。ただし、開札に立会う者がいない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立会人とする。
- (3) 入札参加者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。
- (4) 入札回数は、予定価格を事前公表する入札においては1回限りとし、それ以外の入札においては、原則として2回までとする。

## 9. 入札の無効

入札参加に必要な資格のない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札、東金市財務規則（平成5年東金市規則第1号）又は当該発注工事等ごとに適用される入札約款等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、入札参加資格を有すると認められた者であっても、電子入札で執行した場合にあっては、確認通知書の通知日以後、落札者決定通知書の通知日前まで、紙入札で執行した場合にあっては、入札日までに指名停止措置等を受けた者のした入札は無効とする。

## 10. 落札候補者の決定

- (1) 開札結果に基づき、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、最低制限価格を設けていない場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。
- (2) 落札候補者及び次順位候補者が決定したときは、落札を保留し、落札候補者から順に入札参加資格の有無を確認し、後日落札者を決定する旨を宣言し、入札を終了する。
- (3) 落札候補者がいないときは入札を不調とする。

## 11. 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

- (1) 電子入札で執行した場合にあっては、開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して落札候補者を決定する。ただし、電子入札システムの仕様等により電子くじを実施できないときは、当該入札をした者にくじを引かせて、落札候補者を決定する。
- (2) 紙入札で執行した場合にあっては、開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

## 12. 入札参加資格の確認及び落札者の決定

- (1) 落札候補者となった者は、事後審査に係る落札候補者資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を落札候補者となった旨の通知日を含め3日以内（閏序日

を除く。)に財政課まで持参により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、当該発注工事等ごとに定められた入札公告の「入札参加者の資格要件」の全てを東金市建設工事等入札参加業者資格者名簿など既存の申請資料により審査出来る場合は、資格確認申請書の提出を求めないものとする。

- (2) 審査の結果、入札参加資格があると確認されたときは、当該落札候補者を落札者とする。この場合において、すでに審査を行った者を除き、その他の入札参加者の資格確認は行わない。
- (3) 落札者が決定したときは、当該落札者に対し速やかにその旨を通知するとともに、契約に必要な手続きについて指示する。
- (4) 審査の結果、入札参加資格がないと確認したときは、当該落札候補者がした入札を無効とし、速やかにその旨を当該落札候補者に通知するとともに、次順位候補者に資格確認申請書の提出を指示する。
- (5) (4)の規定により、入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者で異議のある者は、通知を受けた日から3日以内(閉庁日を除く。)に書面をもって理由の説明を求めることができる。説明を求める場合は、あて先を東金市長とする書面を財政課に提出すること。書面を受理した日から起算して3日以内(閉庁日を除く。)に書面をもって回答する。
- (6) (1)から(5)までの規定は、次順位候補者に資格確認申請書の提出を指示した場合において準用する。
- (7) 入札参加資格の確認のための資格確認申請書の様式は、PPI及びホームページに掲載する。

### 1 3. 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年東金市条例第8号)第2条に規定する契約に該当する場合は仮契約。(2)において同じ。)を締結しなければならない。
- (2) 落札者が(1)に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

### 1 4. 契約保証金

契約者は、東金市財務規則第141条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

また、契約保証金に代わる担保としての国債等又は金融機関等の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合など東金市財務規則第141条第3項の規定に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

### 1 5. 支払方法

発注工事等に係る現場説明書等に定めるとおりとする。

### 1 6. 入札に関する注意事項

- (1) この公告に記載する事項以外の事項については、電子入札で執行した場合にあっては、東金市電子入札約款及び東金市電子調達システム運用基準のとおりとし、紙入札で執行した場合にあっては、東金市入札約款のとおりとする。
- (2) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を延期し、又は中止することがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札の執行に際して、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。なお、入札参加者が談合等を行っている又は行っていたとの情報を得た場合において、情報の信憑

性が高いと判断したものの、その談合等の事実が確認されないとときは、東金市役所で来庁により入札参加者から抽選によってその半数を選出し、開札執行することがある。

- (4) 電子入札で執行した場合において、電子入札の方法により参加することが困難な場合で財政課がやむを得ないと認めたものに限り、紙入札業者として参加できるものとする。なお、その詳細については、東金市電子調達システム運用基準によるものとする。

#### 1 7. その他

- (1) 工期、履行期間又は納入期限は、事情により変更することがある。  
(2) 落札者は、下請、労働者の確保及び資材購入等について、可能な限り東金市内の業者に発注等すること。

#### 1 8. 公告の廃止

この公告の施行に伴い、一般競争入札（電子入札）の実施に係る共通事項について（平成26年4月1日東金市入札公告）は廃止する。

#### 1 9. 問い合わせ先

東金市役所 総務部 財政課 契約検査係 電話 0475（50）1125